



第5期北海道農業・農村振興推進計画

～地域の共感と協力で次代につなぐ農業・農村づくり～

平成28年3月

北 海 道

目 次

I 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の性格	
3 計画期間	
II 本道の農業・農村をめぐる情勢	3
1 世界の情勢	
2 国内の情勢	
3 道内の情勢	
4 本道の農業・農村の現状と課題	
III 本道の農業・農村の役割と我が国の食料自給率向上への寄与	6
1 本道の農業・農村の役割	
2 我が国の食料自給率向上に寄与する北海道農業	
IV 農業・農村の振興に関する施策の推進方針	8
1 農業・農村の役割・機能に対する道民意識の共有	
2 需要に応じた安全・安心な食料の安定供給とこれを支える持続可能な農業の推進	
3 国内外の食市場を取り込む高付加価値農業の推進	
4 農業・農村を支える多様な担い手の育成・確保	
5 農業生産を支える基盤づくりと戦略的な技術開発・導入	
6 活力に満ち、心豊かに暮らしていける農村づくり	
V 農業・農村の振興に関する施策の展開方向	10
1 農業・農村の役割・機能に対する道民意識の共有	10
（1）農業・農村の多様な役割・機能のコンセンサスづくり	10
（2）食育や地産地消による農業・農村に関する理解促進	10
2 需要に応じた安全・安心な食料の安定供給とこれを支える持続可能な農業の推進	11
（1）安全・安心な食料の安定供給	11
ア 安全・安心な食品づくりに向けた取組の推進	
イ 道産食品の情報提供等の推進	
ウ 道民運動としての「愛食運動」の総合的な展開	
エ 北海道らしい「食育」の推進	
オ 消費者と生産者との結び付きの強化	
（2）需要に応じた生産・供給体制の整備	13
ア 消費者ニーズに対応した生産体制づくり	
イ 効率的で安定的な生産・流通システムの確立	
ウ 自給飼料生産基盤の確立	
（3）環境と調和した農業の推進	15
ア クリーン農業の一層の推進	
イ 有機農業の一層の推進	
ウ 自給飼料に立脚した畜産の推進	
エ 農業系廃棄物の適正処理の推進	
オ 防疫対策の推進	
（4）生産資材の安定供給と鳥獣害の防止	17
ア 農業生産資材の安定供給	
イ エゾシカなど鳥獣による農業被害防止対策の推進	
（5）バイオマス等の地域資源の利活用の推進	17

(6) 食料自給率向上への貢献	1 8
3 国内外の食市場を取り込む高付加価値農業の推進	1 9
(1) 付加価値の高い農畜産物の生産と新たな需要の創出	1 9
(2) 農業者と商工業者等が連携した地域資源を活かした6次産業化の推進	1 9
(3) 地域の特性を活かしたブランド化の推進	2 0
(4) 農畜産物や食品の輸出促進に向けた環境整備	2 0
4 農業・農村を支える多様な担い手の育成・確保	2 1
(1) 新規就農者の育成・確保	2 1
ア 農業への関心の喚起	
イ 就農に向けた相談活動	
ウ 研修などの就農準備に向けた支援	
エ 地域における就農の支援	
オ 就農後の経営安定と就農者の地域への定着促進	
(2) 担い手の経営体質の強化	2 2
ア 研修教育の充実	
イ 経営体質の強化等	
(3) 農業法人の育成	2 3
(4) 家族経営体を支える地域営農支援システムの整備・活用	2 3
ア 農作業受託組織等の育成・確保の推進	
イ 農産物等の流通・加工施設の整備	
ウ 経営革新や多角化の取組の推進	
エ 農業団体の機能の充実	
(5) 女性農業者等が活躍できる環境づくり	2 4
5 農業生産を支える基盤づくりと戦略的な技術開発・導入	2 5
(1) 農業生産基盤の整備の推進	2 5
ア 農業生産基盤の整備	
イ 農地や農業水利施設等の保全管理	
ウ 農業水利施設等の適切な維持管理	
エ 農村地域の防災・減災	
(2) 優良農地の確保と適切な利用の促進	2 6
ア 計画的な土地利用の推進	
イ 意欲ある担い手への農地の利用集積・集約化	
(3) 多様なニーズに応じた新品種・新技術の開発と普及	2 6
ア 地域農業の競争力を高める技術の開発・普及	
イ 環境と調和した持続的な農業の推進	
ウ 研究と普及の連携による地域支援	
エ 農業生産基盤整備における新しい技術の開発や普及の推進	
オ 農業分野の国際交流の推進	
(4) ICTを活用した省力化や高品質化など	
スマート農業の実現に向けた新技術の開発・普及	2 8
6 活力に満ち、心豊かに暮らしていける農村づくり	2 9
(1) 地域の特色ある資源を活かした農村づくりの促進	2 9
(2) 農業・農村の多面的機能を発揮する取組の推進	2 9
ア 地域住民なども参画した共同活動の推進	
イ 多面的機能を発揮する環境づくり	
(3) 都市と農村の交流の促進	3 0
ア 農業・農村に対する理解の促進	

イ	グリーン・ツーリズムの推進	
ウ	農村移住・定住の促進	
(4)	快適で安心して暮らせる生活の場づくり	3 0
ア	安全で快適な生活環境の整備	
イ	誰もが安心して暮らすための社会サービスの充実	

VI	計画の推進	3 2
1	推進体制	
2	市町村や関係団体などとの連携・協力	
3	進行管理	
(参考1)	第5期北海道農業・農村振興推進計画における主な指標	3 3
(参考2)	主要品目の生産努力目標	3 4
(参考3)	技術開発の展望	3 7
(参考4)	北海道における食料自給率〔試算〕	3 9
	用語解説	4 0

I 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

北海道の農業・農村は、地域の特色を活かした多様な農業経営が展開され、安全・安心で良質な食料を安定的に供給するとともに、美しい農村景観を形成するなどの多面的な機能の発揮を通じて、地域を災害から守り、国土を保全し、私たちの生活にうるおいと豊かさをもたらしています。また、食品加工や生産資材、農業機械、観光など他産業とも深く結び付き、地域の経済と社会を支える重要な役割を担っています。

しかしながら、経済のグローバル化が進展する中、人口減少・高齢化の進行や集落コミュニティ機能の低下、ライフスタイルや消費者ニーズの多様化など、様々な変化に直面しています。

この計画は、本道農業・農村の役割や期待を踏まえつつ、情勢の変化や課題に的確に対応し、将来に向けて持続的に発展していけるよう、農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「北海道農業・農村振興条例」（平成9年北海道条例第10号。以下「条例」という。）第6条に基づき、策定しました。

2 計画の性格

- (1) 条例の目的を達成するため、本道の農業者や関係者のみならず、広く道民が共有すべき農業経営体と地域農業・農村のめざす方向性を示すとともに、我が国の食料の安定供給に引き続き貢献していけるよう、主要品目の生産努力目標と技術開発の展望を示すなど、道農政の中期的指針としての役割を果たすものです。
- (2) 国などに対して、本道の実情に即した農業・農村の振興に関する政策提案や制度の改善要望を行う施策の基本的な方向を示したものです。
- (3) 市町村や関係団体などが、地域の実情に即した主体的な取組を行う際に、参考として活用することを期待するものです。
- (4) 道農政全体の基本的な方向や主要な施策を示すものであり、担い手の育成・確保や食の安全・安心の確保、農畜産物の生産振興、農業農村整備の推進など個別の計画や方針等を策定している分野については、その計画や方針等に基づいて具体的な施策を推進します。（関連する主な計画等は次頁参照）

3 計画期間

他計画との整合性等を考慮して、平成28年度から32年度までの5か年間とします。

なお、社会経済情勢の変化などにより、この計画の推進に大きな影響がある場合には、北海道農業・農村振興審議会の意見を聞いて、計画の見直しなど必要な措置を行うこととします。

〈関連する主な計画等〉

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| ○ 食料・農業・農村基本計画（国） | 平成27～31年度 |
| ○ 北海道総合計画 | 平成28～37年度 |
| ○ 北海道創生総合戦略 | 平成27～31年度 |
| ○ 北海道食の安全・安心基本計画【第3次】 | 平成26～30年度 |
| ○ どさんこ食育推進プラン(北海道食育推進計画【第3次】) | 平成26～30年度 |
| ○ 北海道クリーン農業推進計画（第6期） | 平成27～31年度 |
| ○ 北海道有機農業推進計画（第2期） | 平成24～28年度 |
| ○ 北海道農業経営基盤強化促進基本方針 | 平成28年3月策定 |
| ○ 北海道農業振興地域整備基本方針 | 平成28年3月策定 |
| ○ 第7次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画 | 平成28～37年度 |
| ○ 第9次北海道家畜改良増殖計画 | 平成28～37年度 |
| ○ 北海道家畜排せつ物利用促進計画 | 平成28～37年度 |
| ○ 北海道果樹農業振興計画 | 平成28～37年度 |
| ○ 北海道花き振興計画 | 平成28～37年度 |
| ○ 北海道農業農村整備推進方針 | 平成24年9月改定 |
| ○ （地独）北海道立総合研究機構中期計画（第2期） | 平成27～31年度 |

Ⅱ 本道の農業・農村をめぐる情勢

1 世界の情勢

（食料需要の増大と生産の不安定化）

世界の食料需要は、人口の増加や新興国の経済成長に伴い増加が見込まれる一方、地球温暖化等の気候変動の進行などにより、食料供給面での不安定化が顕在化していることから、中長期的には食料需給のひっ迫が懸念されています。

（経済成長による食関連市場の拡大）

各国の経済成長等による世界の食市場の拡大が見込まれるとともに、海外における日本食への関心の高まりにより、我が国の農林水産物・食品の輸出や食品産業の海外展開の取組も広がっています。

（経済連携協定等の更なる進展）

経済のグローバル化の進展とともにWTO交渉の停滞により、日豪経済連携協定や北米自由貿易協定（NAFTA）、米韓自由貿易協定など世界各地域でEPA（経済連携協定）やFTA（自由貿易協定）を締結する動きが活発化しており、そうした中で、平成28年2月に、日米をはじめとした12カ国によるTPP協定が署名に至ったところです。

2 国内の情勢

（高齢化や人口減少による食市場等への影響）

今後、高齢化の進行に伴う一人当たりの食料消費量の減少や人口減少の本格化が、国内の食市場を縮小させる可能性があり、農業への影響が懸念されていることから、社会構造やライフスタイルの変化への対応とあわせて、国内外における新たな市場開拓が必要となっています。

（農村の高齢化の進行と生産等への影響）

農村では、都市部に比べ一層高齢化や人口減少が進行し、農業就業者の高齢化や減少による農地の荒廃や担い手不足等が顕在化しています。また、集落人口の減少により、共同活動による農地等の地域資源の維持管理や生活サービスの提供、さらには文化の伝承等にも支障をきたす懸念があります。

（労働人口の減少による関連産業等への影響）

人口減少や高齢化の進行による労働人口の長期的な減少は、農業のみならず、食品加工や流通、外食等の関連産業における人材確保の困難さが増しているとともに、農業とつながりが深い食品等の関連産業の成長が阻害されれば、農業・農村の持続的な発展にも支障をきたす懸念があります。

3 道内の情勢

（本道の人口減少と経済・社会への影響）

本道においては、1997年をピークに全国を上回るスピードで人口減少が進んでおり、急激な人口減少とあわせて高齢化の進行は、生産・消費などの経済活動に影響を及ぼすだけでなく、地域社会の存亡にも関わる極めて深刻な事態を招くことも危惧されます。

（増加する観光客数と交流人口の拡大）

外国人来道者数は、平成26年度に初めて150万人を超えて約154万人となり、四季折々の多彩な景観や安全・安心な食などが高く評価されている中、今後も引き続き、本道の優位性を活かしたアジア諸国の経済成長の取り込みが期待されます。また、近年の田園回帰や官民をあげた都市との交流促進、道内市町村が実施する体験移住などによる交流人口の拡大が期待されます。

（バイオマスなどの地域エネルギーを活かした取組促進）

本道は、優れた自然環境と多様なエネルギー資源を有しており、地域でのバイオマス資源や風力、太陽光、地熱等の再生可能エネルギーの活用を通じた農村の活性化が期待されます。

4 本道の農業・農村の現状と課題

- （1）本道は、全国の約4分の1の耕地面積を活かして、専門的な農家を主体とした土地利用型農業を中心に府県よりも規模が大きく生産性の高い農業を展開する中で、我が国有数の食料供給地域として、供給熱量（カロリー）ベースの食料自給率は197%（平成25年度概算値）と極めて高い水準となっています。
- （2）本道の販売農家戸数は年々減少を続け、また農業従事者の高齢化も進行していることから、引き続き新規就農対策を推進し、意欲の高い農業者の育成・確保に努めるとともに、認定農業者の育成・確保と農業経営の法人化を進めながら、担い手への農地の集積・集約化、ICTを活用したスマート農業の推進、酪農ヘルパーやコントラクターなど地域営農支援システムづくりを進めることが求められています。

- (3) 農業経営を取り巻く環境は、経済のグローバル化や農産物貿易の自由化の進展などにより、安価な輸入農産物や農産加工品の流入による農産物価格の低迷、米消費の減少、少子高齢化による国内需要の縮小が見られる中で、肥料・飼料などの生産資材価格が高止まりとなっており、農業所得も減少するなど厳しい環境におかれています。
- (4) 近年、集中豪雨、降雹などによる気象災害が多発しており、農産物の安定生産に向け、品種・技術開発や農業生産基盤整備の推進など自然災害に強い農業の構築が求められています。
- (5) エゾシカによる農業被害額が約45億円（平成26年度）になるなど、全道的に鳥獣被害が拡大しており、地域における駆除や被害防止対策などの取組の強化が求められています。
- (6) 人口減少やライフスタイルの変化など国内の食市場の縮小が指摘される一方、アジア諸国等を中心に海外の食関連市場の拡大が見込まれるなど、食を巡る市場環境が大きく変化しています。また、安全・安心で良質な食料を求める消費者ニーズに対応するため、クリーン農業の推進や愛食運動の展開、ハラル認証の取得など、国内外の食市場の取り込みに向けた取組が求められています。
- (7) 本道農業は、経営規模の拡大に伴い、労働力が不足する中で、多様なニーズに応じた農畜産物の生産・供給とあわせて、付加価値向上を図るため、ICTを活用したスマート農業や地域資源を活かした6次産業化の推進とともに、女性農業者の活躍促進と優れた経営感覚を持った人材の育成・確保が求められています。
- (8) 都市部に比べ一層人口減少が進む農村では、担い手の減少や高齢化の進行により、農業生産の減退やコミュニティ機能の低下が懸念されており、農業・農村の有する多面的機能の発揮に向けた取組の促進や、都市との交流人口の拡大による農村の活性化が求められています。
- (9) 農地や農業水利施設など農業生産基盤の整備は、農作物の収量・品質及び生産性の向上、さらには、低温や長雨による冷湿害の軽減など、農業の生産に大きく貢献してきましたが、経年変化などにより施設等の機能の低下が懸念されていることから、これらの適切な保全管理と計画的な整備が求められています。

Ⅲ 本道の農業・農村の役割と我が国の食料自給率向上への寄与

1 本道の農業・農村の役割

（食を支える）

高い技術力、チャレンジ精神旺盛な専門的な農業者を主体に、生産性が高く、安全・安心で良質な食料生産を行っており、消費者ニーズに応えた食料等の安定的な生産及び供給が最も基本的な役割となっています。また、我が国有数の食料供給地域として、国民全体の食を持続的に支える重要な役割も担っています。

（地域と所得を支える）

農産物を原料とする食品加工、流通・販売、観光など広範な産業と密接に結び付いており、特に、食品工業においては、道内の産業別製造品出荷額の約4割を占め、雇用と所得の確保など道民の生活や地域経済を支える基幹産業として、本道経済の中で重要な役割を果たしています。

（公益的機能を発揮する）

冷涼な気候と、豊かな土地資源を活かし、環境にやさしい持続可能な農業を展開するとともに、洪水の防止や水源のかん養など国土・環境の保全や美しい農村景観の形成などの多面的機能の発揮を通じ、食料生産のみならず、公益的機能についても大きな期待が寄せられています。

（教育の場、食を楽しむ場）

恵まれた自然環境や美しい景観を有する農村は、人々に憩いと心身の癒しをもたらす場であると同時に、子どもたちが自然とふれあい、農作業などを体験することによって、生命の大切さや食べるものの意味を理解する教育の場としても重要な役割を果たしており、また、歴史と伝統に根ざした地域固有の文化を保存・伝承し、農村を訪れる人々に、地域の食を楽しむ、文化に親しむ機会を提供しています。

2 我が国の食料自給率向上に寄与する北海道農業

本道農業が将来にわたって、我が国の食料自給力と自給率の向上に貢献し、我が国有数の食料供給地域として、食料自給率の目標達成に最大限寄与できるよう、農業・農村の振興に向けた取組を進めます。

（我が国における食料自給率目標の設定）

国は、食料・農業・農村基本計画において、実現可能性を考慮し供給熱量ベースでの総合食料自給率を平成25年度の39%から平成37年度には45%とする目標を掲げ、その達成に向けて、生産及び消費の両面において重点的な取組を展開することとしています。

（本道の生産努力目標の策定）

本道農業は、潜在力のフル発揮と、環境と調和した農業の展開、安全・安心で良質な農産物を消費者や実需者のニーズを踏まえて生産することを基本に、我が国の食料自給率の向上に最大限寄与していくとともに、農業生産に関する道内関係者の共通の目標として、平成37年度を目標年度とする道独自の生産努力目標を設定し、この生産努力目標の達成に向けて、総合的な取組を推進します。

あわせて、おおむね10年後を見通した主要品目ごとの技術開発の展望を参考として示しています。

（本道の食料自給率の試算）

本道における農業生産や食生活について道民一人ひとりが身近な問題として考える情報を提供するため、生産努力目標を達成した場合の平成37年度における本道の食料自給率を試算しています。

Ⅳ 農業・農村の振興に関する施策の推進方針

本計画に示している生産努力目標の達成に向けて、道をはじめ市町村、農業者・農業団体、試験研究機関、消費者など関係者が一体となって、次に掲げる方針により施策を推進し、本道の優れた潜在力を最大限に活用し、安全で良質な農畜産物の安定的な生産とともに、活力に満ち、心豊かに暮らしていける農村づくりをめざします。

1 農業・農村の役割・機能に対する道民意識の共有

本道の農業・農村を貴重な財産として育み、将来に引き継いでいくためには、農業・農村に対する道民理解の促進が不可欠であることから、道では、食料供給や就業の場の提供といった役割をはじめ、国土・環境の保全や美しい農村景観の形成、自然体験・農業体験などの教育の場の提供などの多面的な機能を発揮していることについて、道民のコンセンサスづくりを推進します。

2 需要に応じた安全・安心な食料の安定供給とこれを支える持続可能な農業の推進

本道の農畜産物に対する消費者の期待と信頼に応えるため、クリーン農業など環境と調和した持続的な農業の推進とともに、地域の実情に即した生産基盤の計画的な整備や生産性向上に向けた新品種・新技術の開発・普及などにより安全・安心な食料を適切な価格で安定的に生産、供給します。

3 国内外の食市場を取り込む高付加価値農業の推進

国内外の食市場の変化への対応や成長が見込まれる世界の食関連市場の取り込みに向けて、消費者ニーズに的確に対応した生産・供給を進めるとともに、6次産業化や地域の特色を活かしたブランド化の推進、農畜産物等の輸出促進に向けた環境整備を推進します。

4 農業・農村を支える多様な担い手の育成・確保

地域農業を将来にわたり支えていく後継者や意欲の高い新規参入者の育成・確保を推進します。

また、新規就農者の受入先ともなる法人組織経営体の育成とともに、酪農ヘルパーやコントラクターなどの地域営農支援システムの確立などにより、地域の多様な担い手を支援します。

さらには、農業就業人口の4割を占める女性農業者が、生産や経営面をはじめ、様々な場面で活躍できる環境整備を推進します。

5 農業生産を支える基盤づくりと戦略的な技術開発・導入

農地の生産力を最大限に引き出し、収量の向上を図りながら安全で良質な農産物を安定的に生産するため、農業生産基盤の整備を計画的に進めるとともに、農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積・集約化を進め、農地の効率的な利用、優良農地の確保を推進します。

また、多様なニーズに対応した新品種・新技術や、ICTを活用した省力化や高品質化などスマート農業の実現に向けた新技術の開発・普及を進めます。

6 活力に満ち、心豊かに暮らしていける農村づくり

農村地域の多様な資源を発掘し、その資源を活かした農村づくりを推進するとともに、農業・農村の有する多面的機能の発揮に向け、地域住民なども参画する共同活動を支援します。

また、農業・農村への関心の高まりを踏まえ、グリーン・ツーリズムなどの取組を通じて都市と農村の交流、さらには農村への移住・定住を促進するとともに、地域コミュニティの維持向上のほか、安全で快適な生活環境の整備や高齢化にも対応した医療・保健・福祉サービスの充実など、誰もが安心して暮らせる社会サービスの充実に取り組みます。

V 農業・農村の振興に関する施策の展開方向

農村地域の人口減少・高齢化の進行と国内外の食市場の変化、経済のグローバル化などの対応や、国の「食料・農業・農村基本計画」に基づく政策の方向性などを踏まえ、IVに掲げる方針のもと、本道農業・農村の振興に関する施策を総合的・計画的に推進します。

1 農業・農村の役割・機能に対する道民意識の共有

(1) 農業・農村の多様な役割・機能のコンセンサスづくり

先人たちのたゆみない努力の積み重ねで築かれた本道の農業・農村を貴重な財産として育み、将来に引き継いでいくため、北海道農業・農村振興条例に基づく振興施策を総合的・計画的に推進します。

そのため、道は、農業・農村が、食料供給や就業の場の提供といった役割をはじめ、国土・環境の保全や美しい農村景観の形成、自然体験・農業体験などの教育の場の提供などの多面的な機能を発揮していることについて、ふれあいファームの登録制度や農業・農村情報誌の発行等を通じて、広く道民の理解を深めるコンセンサスづくりを推進します。

また、農業団体が中心となって進めていく地域での食と農でつながるコンセンサスづくりとも連携し、取組を推進します

(2) 食育や地産地消による農業・農村に関する理解促進

食育や地産地消をテーマとしたイベント等を通じて、農業・農村の理解促進や消費者と生産者の相互理解を促進します。

ア 食育と連携したコンセンサスづくり

食育や健康づくり等への関心の高まりとともに、「食」や「農業」を学ぶ機会が広がっていますが、こうした機会を通じて、食を生み出す場としての農業の理解をはじめ、地域の様々な産業とのつながりや農業・農村の多面的機能などの理解促進の取組を推進します。

イ 地産地消と連携したコンセンサスづくり

本道における地産地消の意識が高まる中、道産食材の魅力や地産地消の意義、役割などを知ってもらう機会として、「北のめぐみ愛食運動道民会議」の開催や「北のめぐみ愛食フェア」への支援などをしてしていますが、こうした消費者と生産者の相互理解の機会を通じて、農業・農村の理解促進の取組を推進します。

2 需要に応じた安全・安心な食料の安定供給とこれを支える持続可能な農業の推進

(1) 安全・安心な食料の安定供給

生産者、流通・加工関係者、消費者などとの協働のもと安全・安心な食品づくりに向けた取組や道産食品の情報提供等の取組を進めるとともに、道民運動としての「愛食運動」の総合的な展開と北海道らしい食育を推進します。

ア 安全・安心な食品づくりに向けた取組の推進

「北海道食の安全・安心条例」(平成17年北海道条例第9号)に基づき、生産者をはじめ、流通・加工関係者や消費者など、道民との協働のもと、人々の生命と健康を支える「食」の安全・安心を確保するための取組を推進します。

- 「北海道食の安全・安心基本計画【第3次】」(平成26年3月策定)に即し、生産から消費に至るまでの食の安全・安心の確保に関する施策を総合的・計画的に推進します。
- 「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」(平成17年北海道条例第10号)に基づき、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑・混入の防止を図ります。
- 農業生産段階における工程管理手法(GAP: Good Agricultural Practice)の導入を推進します。
- 肥料や農薬、動物用医薬品、飼料が適正に流通、販売及び使用されるよう、それぞれの関係法令等に基づき、製造・販売業者や生産者等に対する検査・指導等を実施します。
- 道産牛肉の安全を確保するため、と畜場におけるBSEスクリーニング検査の厳正な実施と、特定危険部位(頭部(舌及び頬肉を除く。)、せき髄など)の除去・焼却を徹底します。

イ 道産食品の情報提供等の推進

- 消費者をはじめ、生産者、食品関連事業者等の中で相互に情報や意見の交換を行い、理解を深めるリスクコミュニケーションの取組を推進します。
- 道産食品に対する信頼確保を図るため、食品表示法など食品の表示に関する関係法令等の普及・啓発に努め、適正な表示を促進するとともに、道産食品の表示状況を調査する道産食品全国モニターを各都府県に配置します。
- 道産食品独自認証制度(きらりっぷ)や道産食品登録制度などを活用し、道産食品に対する消費者の信頼確保と食の北海道ブランドづくりを推進します。
- 農産物検査制度の適正な運用と、「米トレーサビリティ法」等に基づき米穀の取引に係る情報の記録や販売事業での遵守事項の徹底など米穀取扱事業者等への指導、普及・啓発を実施します。

ウ 道民運動としての「愛食運動」の総合的な展開

- 「食育」や「地産地消」、北海道に合った「スローフード運動」など消費者と生産者等との結び付きを強化する「愛食運動」を総合的に推進します。
- 道内流通関係者と連携した「愛食の日（どんどん食べよう道産DAY）」の普及・啓発や観光・外食産業、食品加工業など関連産業における道産農産物の活用を促進します。
- 「米チェン」や「麦チェン」の推進のほか、道産農畜産物の地産地消を推進します。
- 地域固有の食文化や伝統などが次の世代にしっかりと受け継がれるよう、北海道らしい食づくりを行うために必要な知識と技術を持つ者を登録する「北海道らしい食づくり名人登録制度」を推進します。

エ 北海道らしい「食育」の推進

- 「どさんこ食育推進プラン」（平成26年3月策定）に基づき、食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる「食育」を総合的に推進します。
- 子どもたちが地域の農業や食関連産業、食と環境との関係などについての理解を深めるための農業体験などを推進するとともに、食文化の継承を図ります。
- 市町村や学校給食関係者等への食育に関する情報提供とともに、地元食材の給食などでの利用促進など地域及び関係団体等による連携した食育の取組を支援します。

オ 消費者と生産者との結びつきの強化

- 企業や団体、グループを「北のめぐみ愛食応援団」として登録することにより、それぞれの自発的な取組を促進し、道民の皆さんと協力し合う愛食運動を展開します。
- マルシェ（直売市）や直売店舗などを通じた道産農畜産物の消費拡大や消費者との交流促進、道産食品を活用した料理を提供する「北のめぐみ愛食レストラン」の認定などの取組を通じ、生産者と消費者の「顔が見え、話ができる」関係づくりを一層促進します。
- 食の安全・安心や多面的機能を発揮する農業・農村の役割とそれを支える農業者等の取組に対する道民理解を深めるため、地域の草の根交流やマスメディア等を活用した情報発信を行います。

(2) 需要に応じた生産・供給体制の整備

消費者や実需者の多様なニーズに対応した競争力のある農畜産物の計画的かつ安定的な生産を推進します。

ア 消費者ニーズに対応した生産体制づくり

消費者や実需者の多様なニーズに対応した競争力のある農畜産物の計画的かつ安定的な生産・供給体制づくりを進めるため、新たな品種や栽培技術の開発・導入、ICTの活用、耕畜連携や輪作体系の確立、農地の大区画化等を推進します。

[稲作]

- 「売れる米づくり」を基本とした水田農業の発展を図るため、引き続き高品質・良食味米の安定生産を推進し、ブランドの確立を進めるとともに、業務用米、加工・飼料用米等の用途に応じた生産の取組などにより、北海道米の需要を拡大します。
- 品種の特性を最大限発揮する栽培技術や低コストで省力的な生産技術の開発・普及を推進します。

[畑作]

- 実需者ニーズに即した計画的・安定的な生産による適正な輪作体系の維持・確立を基本に、緑肥や堆肥等の活用による土づくり、そばなどの地域の特色を活かした作物や高収益作物等の生産を推進します。

《小麦》

- 日本めん用、パン・中華めん用など各用途の需給動向に即した品種の作付けを基本に、加工適性に優れ気象災害や病害に強い多収品種の開発を図るとともに、品種や地域特性などに応じた安定栽培技術の普及を推進します。

《豆類》

- 需給動向に即した計画的な作付けを基本に、豆腐や製あんなどの加工適性に優れ気象災害や病害に強い多収品種の開発、安定栽培技術の普及、収穫作業の機械化や組織化による省力化・低コスト生産を推進します。

《てん菜》

- 低コストで省力的な持続的な生産体制の確立や糖量の多い耐病性品種の導入を進めるとともに、輪作体系上重要な基幹作物として、地域経済への影響も考慮し、作付けの安定化を推進します。

《馬鈴しょ》

- 実需者ニーズに対応した作付けにより、加工食品用への供給を拡大するとともに、各種用途に適したジャガイモシストセンチュウ抵抗性等の耐病虫性品種の開発とその普及を推進します。

[野菜]

- 野菜価格安定制度の着実な実施を基本に、需要が増加している加工・業務用野菜の安定生産とともに、消費者ニーズに対応した多様な品目の生産や出荷期間の延長などを推進します。
- 高度な環境制御やバイオマス、地熱などの再生可能エネルギーを活用した施設園芸の展開を推進します。

[果樹]

- 消費者ニーズの多様化に対応した高品質でおいしい果実の安定生産とともに、産地ブランド力の向上や地産地消を推進します。
- 道内ワイン製造業者の多様なニーズに対応した醸造用ぶどうの植栽や安定生産技術の普及を推進します。

[花き]

- 花き農業の体質強化や高品質な花きの安定生産による産地ブランド力の向上、流通体制の高度化とともに、道産花きを利用した花育を推進します。

[酪農]

- 本道の優位性を活かし、自給飼料基盤に立脚した安全で良質な生乳の生産を推進するとともに、家畜改良の促進等による乳用牛の資質の向上とその能力を最大限発揮する飼養管理の徹底により生産性の向上を図ります。また、搾乳ロボットなどの導入による省力化を推進します。

[肉用牛]

- 繁殖から肥育までを行う一貫経営への移行や地域で繁殖・育成を集約化する体制の構築のほか、耕種部門への肉用牛の導入や酪農部門との複合経営による多様な肉用牛生産を推進するとともに、家畜改良の促進による繁殖雌牛の能力向上等や飼養管理の改善による生産性の向上を図ります。

[軽種馬等]

- 軽種馬については、優良な種牡馬や繁殖牝馬の導入促進、馬生産の分業化や共同化など生産方式の見直し等による強い馬づくりを推進するとともに、肉用牛や野菜などの導入による経営の複合化等に取り組み、馬産地の構造改革を推進します。
- 農用馬については、優良な繁殖雌馬の導入や繁殖奨励などを推進します。

[中小家畜]

- 豚や鶏などについては、衛生管理の徹底などによる生産性の向上と需給動向に見合った安定的な生産を推進します。また、ハチミツの増産などによる養蜂業の振興を図ります。

イ 効率的で安定的な生産・流通システムの確立

地域や担い手の創意工夫による強みを活かした取組を通じ、消費者等のニーズに対応した安全で良質な農畜産物の計画的・安定的な生産・供給を図るため、生産段階の省力化、低コスト化、高付加価値化とあわせ、流通段階の効率化などを進め、競争力のある産地づくりを推進します。

- 産地の競争力強化に向け、生産コストの低減や高収益作物の導入、付加価値向上等を図るための高性能な農業用機械や集出荷貯蔵施設、加工施設など生産・流通体制の整備を推進します。
- 地域の条件に対応した集送乳体制の整備や生乳の道外移出等の広域流通に係る効率的な輸送手段の確保を図るとともに、乳業施設や食肉処理施設の合理化などを推進します。
- 地域の畜産生産基盤の強化と地域ぐるみでの収益性の向上を図る畜産クラスターの取組を推進します。

ウ 自給飼料生産基盤の確立

自給飼料を活用した畜産経営の安定を図るため、地域に応じた植生改善やコントラクター等の飼料生産組織への支援、耕畜連携、飼料用米の利用拡大、放牧の普及等により、良質で低コストな自給飼料の生産・利用を推進します。

- 優良品種を活用した計画的な草地の植生改善の取組や栽培管理技術の高度化、コントラクターやTMRセンター等の飼料生産組織の支援などを推進します。
- 耕畜連携によるイアコーンサイレージや子実用とうもろこし等の自給濃厚飼料の生産・利用を推進するとともに、飼料用米・稲発酵粗飼料等の利用の拡大を推進します。
- 酪農や肉用繁殖雌牛における放牧の活用により、自給粗飼料利用率の向上を図ります。

(3) 環境と調和した農業の推進

環境と調和し、消費者の期待に応えるクリーン農業や有機農業を推進するとともに、自給飼料に立脚した畜産を推進します。

ア クリーン農業の一層の推進

- クリーン農業の普及拡大を推進するとともに、消費者の期待に応えるクリーン農業技術のさらなる高度化や地域資源の活用を基本とした取組を推進します。

- YES!clean表示制度に取り組む産地の育成・拡大のため、農業者や消費者への制度の普及・啓発や生産集団への技術指導とともに、原材料として使用する加工食品への表示の拡大を推進します。
- クリーン農産物の生産の安定を図るため、土づくりに向けた堆肥投入などの土壌改良や農地の排水性改善等の農業生産基盤の整備を推進します。
- クリーン農業が環境保全に果たす役割などについて、イメージキャラクターや各種媒体を活用し、道民の理解促進を図ります。

イ 有機農業の一層の推進

- 有機農家等のネットワークづくりや有機農業への新規参入、慣行農家の一部有機化を促進するとともに、有機農産物の販路拡大や有機農業に対する理解の醸成を推進します。
- 病害虫に強い品種の開発や有機農産物の収量・品質の安定化技術、病害虫が発生しにくい栽培環境づくり、効率的な雑草防除技術の開発など、先進的な有機農家が現場で実践している技術も含め、有機農業の普及に向けた取組を推進します。

ウ 自給飼料に立脚した畜産の推進

- 自給飼料を最大限に活用するための植生改善をはじめ、酪農や肉用牛経営における放牧の推進、家畜排せつ物の適切な施用など、環境と調和した畜産を推進します。

エ 農業系廃棄物の適正処理の推進

- リサイクルを基本とした農業用廃プラスチックの適正処理を進めるため、道や市町村段階における協議会の活動強化と排出量の抑制に向けた代替資材の普及を推進します。
- 硝酸性窒素等による汚染を防止するため、地下水の検査・監視に努めるとともに、減肥技術等の普及や家畜排せつ物の適正な処理を推進します。
- 有機性廃棄物に由来するたい肥などの利用に当たって、特殊肥料の安全性の確保とともに有機質資材の適正使用や適正施肥の普及・指導に努めます。

オ 防疫対策の推進

- 農作物の病害虫に対する精度の高い発生予察情報の提供やこれらに基づく適期防除を推進します。
- また、新たな病害虫が発生した場合には、迅速な植物防疫対策を推進します。

- 家畜伝染病の発生予防とまん延防止のための検査や監視の徹底を図り、的確かつ効率的な家畜衛生対策を推進します。

(4) 生産資材の安定供給と鳥獣害の防止

主要農産物等の種子の円滑な供給とともに、農業資材の安定供給を推進します。

ア 農業生産資材の安定供給

- 良質な農産物を低コストで生産するため、主要農作物等の優良品種の種子増殖を安定的に進めるとともに、円滑な供給を推進します。
- 燃油や肥料・農薬、飼料などの安定供給と価格の安定を図るとともに、省エネルギー型の園芸施設や機械の導入による生産コストの低減を推進します。
また、土壌診断に基づく適正施肥を推進します。

イ エゾシカなど鳥獣による農業被害防止対策の推進

- 計画的な捕獲、追い払い、農用地への侵入防止柵の整備やエゾシカ肉等の利活用も含めた適正処理など総合的な鳥獣被害対策を支援し、野生鳥獣による農作物等への被害の軽減を図ります。

(5) バイオマス等の地域資源の利活用の推進

家畜排せつ物や稲わら、木質バイオマス等未利用資源の有効利用を促進し、地域農業の振興と環境保全の取組を促進します。

- 「北海道家畜排せつ物利用促進計画」（平成28年3月策定）に基づき、家畜排せつ物を良質な堆肥・液肥等として利用を促進するとともに、エネルギーとしての利用推進を図るなど、関係機関が連携して指導・助言を行い、適正な管理及び有効活用を推進します。
- 「北海道バイオマス活用推進計画」（平成25年12月策定）に基づき、地域内のバイオマス資源の発生量の把握や循環利用に向けた技術の開発、地域の利活用体制の整備など、関係部局が連携して、その適正な処理と利活用を促進します。
- 農村地域に存在する豊富なバイオマス資源や太陽光、水力、風力等の再生可能なエネルギーの生産・利用の拡大を促進します。

（６）食料自給率向上への貢献

我が国の食料自給率の向上に最大限寄与していくため、本計画に示している生産努力目標の達成に向けて、道をはじめ市町村、農業者・農業団体、消費者など関係者が一体となって、生産と消費の両面にわたる様々な取組を推進します。

- 本道の農業・農村を貴重な財産として育み、将来に引き継いでいくために必要な道民理解の促進を図ります。
- クリーン農業など環境と調和した持続的な農業の推進とともに、生産基盤の計画的な整備や生産性向上に向けた新品種・新技術の開発・普及などにより消費者の期待に応える安全・安心な食料を安定的に生産、供給します。
- 国内外の食市場の変化への対応や世界の食関連市場の取り込みに向けて、６次産業化や地域の特色を活かしたブランド化の推進、農畜産物等の輸出促進に向けた環境整備を推進します。
- 地域農業を支えていく後継者や意欲の高い新規参入者の育成・確保の推進や法人組織経営体の育成を図るとともに、地域営農支援システムの確立などにより、地域の多様な担い手を支援します。

さらには、女性農業者や高齢農業者が生産面や経営面をはじめ、様々な場面で活躍できる環境の整備を推進します。

- 農業生産基盤の整備を計画的に進めるとともに、農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積・集約化を進め、農地の効率的な利用、優良農地の確保を推進します。

また、新品種・新技術やＩＣＴなどを活用した省力化や低コスト化、高品質化などスマート農業の実現に向けた新技術の開発・普及を進めます。

- 農村地域の多様な資源を活かした農村づくりを推進するとともに、農業・農村の有する多面的機能の発揮に向け、地域住民なども参画する共同活動を支援します。

グリーン・ツーリズムなどの取組を通じた都市と農村の交流や農村への移住・定住の促進とともに、高齢化にも対応した医療・保健・福祉サービスの充実など、誰もが安心して暮らせる社会サービスの充実に取り組みます。

3 国内外の食市場を取り込む高付加価値農業の推進

(1) 付加価値の高い農畜産物の生産と新たな需要の創出

高齢化や人口減少など、社会構造やライフスタイル等の変化に対応した国内外の新たな食市場の取り込みに向け、消費者に選択される農畜産物の生産・供給体制を構築します。

- 道産農産物の付加価値を高め、道内の食産業の振興を図るため、食品産業などとも連携しながら、品質・加工適性等の評価法や品質保持技術の開発、道産農産物の加工適性や機能性を活かした新たな商品の開発を推進します。
- 消費者に選ばれる道産農畜産物や食品のブランド力の向上に向け、YES!clean表示制度、「道産食品独自認証制度（きらりっぷ）」など道独自の表示・認証制度や地理的表示保護制度の普及を推進します。
- 高齢化や女性の社会進出等による食市場の環境変化に対応し、加工・業務用野菜などの供給力の強化や赤身主体の牛肉の付加価値向上を促進します。
- 生薬の原料となる薬用作物の生産拡大とともに、実需者や消費者のニーズに基づく機能性成分を含む農産物の生産に努めます。
- 観光分野との連携による地域食材を活用した商品づくりなど、地域資源の活用を促進します。
- 「北のめぐみ愛食フェア」での外国語表記による情報発信や地域の食文化の魅力伝達のほか、販売促進に向けた人材の育成など、インバウンドに対応した取組を促進します。

(2) 農業者と商工業者等が連携した地域資源を活かした6次産業化の推進

農業者が主体となって、地方自治体や農業団体、商工業者等と連携しながら進める6次産業化等の取組を推進します。

- 農業者等に対する起業化への意欲を喚起するとともに、地域内外の関係機関や団体などと連携のもと、地域ぐるみでの6次産業化・農商工連携に向けたプランニングや推進体制の整備を支援します。
- 「北海道6次産業化サポートセンター」による農業者に対する事業計画づくりのサポートや専門家の派遣などによるノウハウの提供、地域での連携促進を図るための関係者によるネットワークづくりや商品開発、加工・販売施設の整備等を支援します。

- 2次・3次事業者とのマッチングなどによる新商品の開発や販路開拓などの新たな需要創出を推進します。
- 農業者等と2次・3次産業の事業者（パートナー企業）が共同で設立した合弁事業体（6次産業化事業体）での農林漁業成長産業化ファンド等の活用を促進します。

（３）地域の特色を活かしたブランド化の推進

地域の特色を活かした農畜産物やその加工品のブランド化を推進します。

- 地域ごとの特色ある農畜産物づくりや高品質な食品づくりを進めるとともに、そうした商品について国内外への情報発信を様々な機会を活用して推進します。
- 異業種が連携したフルーツ観光や消費者が高く評価する醸造用ぶどう品種の導入促進など道産果実の高付加価値化を推進します。
- 本道の特色ある品種構成や恵まれた草地資源を活用した多様な肉用牛生産を推進し、適度な脂肪交雑の牛肉や赤身肉など道産牛肉の付加価値向上に向けた商品開発、ブランド化の取組を推進します。
- 本道の冷涼な気候の中で、衛生管理の徹底や飼料米・ホエイ等の地域資源を活用した豚肉の生産を推進し、道産豚肉の付加価値向上に向けたブランド化を推進します。
- 小規模チーズ工房によるナチュラルチーズの生産など地域の特色を活かした牛乳・乳製品づくりに向けた人材の育成や消費拡大を推進します。

（４）農畜産物や食品の輸出促進に向けた環境整備

成長する海外の食市場の取り込みに向けて、農畜産物や食品の輸出を促進します。

- 北海道食の輸出拡大戦略（平成28年2月策定）に基づき、商流・物流網の整備や輸出支援体制の整備、輸出実績が少ない品目や国・地域等を対象とした新たな市場開拓など、輸出の促進に向けた取組を関係部局と連携して総合的に推進します。
- アジア諸国等における道産農畜産物等に対する需要を喚起するとともに、輸出先市場に対応した生産・流通体制づくりを支援します。
- 団体等が組織する輸出促進のための協議会が実施する道産農産物のPRや市場リサーチなどの輸出プロモーション活動などを支援します。

4 農業・農村を支える多様な担い手の育成・確保

(1) 新規就農者の育成・確保

農業後継者はもとより、多様な人材が就農できるよう農業・農村の理解促進をはじめ、キャリア教育の充実や高度で専門的な研修・教育を推進するとともに、地域における受け入れ体制の充実等を推進します。

ア 農業への関心の喚起

- 子どもたちに対する食育活動などを通じた農業・農村の理解の促進を図ります。
- 中学校や高校の職場体験や職業体験、農業インターンシップ制度等を活用し、農業を体験する機会の拡大による就農への動機付けを図ります。
- 農業関係者による教員を対象とした農村ホームステイなどの取組への支援を通じ、食農教育の充実を図ります。

イ 就農に向けた相談活動

- 農業の内外からの新規就農を促進するため、担い手センターなどによる農業の魅力PRや就農支援制度に関する情報提供、地域と連携した農家研修などでの受け入れ先に関する情報提供や相談活動を推進します。

ウ 研修などの就農準備に向けた支援

- 就農促進に向けて農業高校と関係機関・団体との連携した取組を強化するとともに、優れた農業経営者の育成に向け農業大学校や花・野菜技術センターでの先進的な技術や経営の学習など実践的な研修を推進します。
- 道、市町村、指導農業士等の役割を明確化し、地域で実施される生産技術等の実践的な研修を推進します。
- 研修期間中の農作業事故防止に向けた農作業安全に係る啓発とともに、事故発生時の傷害補償対策を実施します。

エ 地域における就農の支援

- 新規就農希望者が、円滑かつ確実に就農できるよう地域の幅広い関係者が連携した受入体制づくりや広域で就農先を確保するための取組などを推進します。
- 新規就農者が経営に必要な農地、機械・施設、家畜及び営農資金等の確保を支援するため、農地や機械施設等を整備し一定期間貸し付ける農場リース事業や農地中間管理事業の活用を推進します。

- 地域の農地や優れた技術を次世代の担い手に継承していくため、第三者や農業法人化などによる経営継承の取組を推進します。

オ 就農後の経営安定と就農者の地域への定着促進

- 優れた経営感覚を身につけ、就農後における経営の早期安定を図るため、農業大学校等での実践的な研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指導を行うとともに、関係機関等と連携し、経営が安定するまでの期間において一貫してサポートする取組を総合的に推進します。
- 初期投資の負担軽減のための制度資金の融通や就農直後の所得を確保するための青年就農給付金の給付など経営の安定化に向けて支援します。
- 就農間もない農業者に対する地域の関係機関・農業団体が連携した巡回指導やアドバイスを行うための体制づくりを推進します。

(2) 担い手の経営体質の強化

リーダーとして地域を牽引できる農業経営者の研修をはじめ、各種の研修環境の整備を推進するとともに、本道の大宗を占める家族経営など地域農業を担う経営体の体質強化と経営安定に向けた支援を推進します。

ア 研修教育の充実

- 地域の農業のリーダーとしての経営感覚を備えた農業者を育成するため、農業系大学等と連携しながら経営力や技術力を向上させるための研修教育等を推進します。
- 国際化の進展にあわせて、幅広い視野を有する青年農業者等を育成するための研修を支援します。

イ 経営体質の強化等

- 様々な経営態様がある中で、意欲の高い担い手が創意工夫を発揮し、経営発展させていけるよう農地の集積・集約化や新技術の導入、機械・施設の整備などの取組に対する支援を推進します。
- 意欲と能力がありながら、負債の償還に支障を来たしている農業者の経営改善や経営継承を図るため、償還負担の軽減や円滑な借換えを推進するとともに、土地改良に伴う既往土地改良負担金に係る償還の軽減対策などを推進します。
- 経営の安定化の障害となる農作業事故を防止するため、研修会の開催や啓発活動等を通じ、農業機械の効率・安全利用を推進します。
- 担い手に対する経営安定対策の推進とともに、国における経営全体の収入に着目した新たなセーフティネットの検討・導入なども踏まえつつ、本道の実情に即した制度の実現とあわせ農業経営の安定と経営体質の強化に向けて適切な対応を図ります。

(3) 農業法人の育成

地域農業を支える農業法人の育成を推進します。

- 家族の状況や労働力不足などに応じて地域の法人化を推進するとともに、各種研修会等を通じた法人化のメリットや手続き、経営管理等に関する情報を普及・啓発します。
- 法人組織経営体の経営の安定・発展に向け人材や機械等の経営資源の有効活用、経営リスクの分散等を図るため、経営の複合化や多角化を推進します。
- 新規就農希望者の受入れや6次産業化への参画など、地域農業への貢献に向けた取組を推進します。
- 企業と地域の農業関係者等との連携及び相互理解に基づき、企業の経営ノウハウの導入や多様な人材が活躍できる法人経営の取組を推進します。

(4) 家族経営体を支える地域営農支援システムの整備・活用

家族経営体を支えるコントラクターやTMRセンターの育成を推進するとともに、農業関係機関・団体の機能の充実を図ります。

ア 農作業受託組織等の育成・確保の推進

- 家族経営体における労働負担軽減や機械・施設投資の抑制、余剰労働力を活かした新たな所得確保の取組などを促進するため、コントラクターやTMRセンターなど家族経営体を支えるシステムづくりを推進します。
- 農作業受託組織等の安定的な運営に必要なオペレーター等の人材確保と技術・技能の向上を推進します。
- 酪農ヘルパー制度の適切な運営を図るため、ヘルパー要員の育成・確保などの支援を行います。

イ 農産物等の流通・加工施設の整備

- 市場ニーズ等に対応したロット・品質による農畜産物・食品の安定供給を促進するため、集出荷貯蔵施設や加工施設の整備等を通じ、付加価値の向上を推進します。

ウ 経営革新や多角化の取組の推進

- 家族経営をはじめとした農業経営体・地域営農支援システムにおける革新的な技術や新たな生産システムの導入などの取組に対し、農業改良普及センターと試験研究機関が地域と連携し、総合的な支援活動を推進します。

エ 農業団体の機能の充実

- 農業協同組合など農業関係機関・団体の運営基盤の強化や機能の充実を図ります。

[農業協同組合]

農業所得増大のための農産物の有利販売や生産資材の有利調達などといった農協が取り組む自主的な改革を促進・支援するほか、経営基盤強化に向けた効果的な指導・監督を行うとともに、法令に基づく定期的な検査結果により改善・指導を実施します。

[農業委員会ネットワーク・農業委員会]

農地法、農業経営基盤強化促進法や農業委員会等に関する法律などの円滑かつ適正な運用を促進するとともに、農地利用の最適化や優良農地の確保、さらには、地域農業の担い手の育成など必要な取組を推進します。

[農業共済組合]

農業共済組合等の円滑な事業運営を図るため、組織強化の推進と的確な指導・監督を行うとともに、法令に基づく定期的な検査結果により改善・指導を実施します。

[土地改良区]

農業水利施設等の維持管理、農業用水の利用調整、農業生産基盤整備の推進主体として地域農業の振興を担う土地改良区が、今後ともその役割を十分発揮できるよう、統合整備や施設管理体制の再編整備など運営基盤の強化に向けた総合的な取組を推進します。

(5) 女性農業者等が活躍できる環境づくり

女性農業者が一層活躍できる環境整備を進めます。

- 女性農業者の経営管理能力の向上や農業生産、加工販売などに関する技術習得のための研修会の開催や女性同士のネットワークの強化等に向けた情報提供などを推進します。
- 男女平等参画に向けた意識啓発や各種研修会の開催などを通じ、ワークライフバランスに配慮しながら、女性農業者が経営や社会活動に参画しやすい環境づくりを推進するとともに、女性農業者による農業の魅力発信の取組などを推進します。
- 農協や農業委員会の運営に係る女性役員の登用など、組織運営への積極的な参画とともに、地域農業に関する方針等への意見反映を図るための場への参加を推進します。
- 農業生産や地域活動の場で、高齢農業者が確かな技術・技能や豊かな経験を活かせる環境づくりを促進します。

5 農業生産を支える基盤づくりと戦略的な技術開発・導入

(1) 農業生産基盤の整備の推進

農地・農業水利施設は、農業生産に欠くことのできない基礎的な資源であり、良好な営農条件を備えた農地や健全な農業水利施設の確保と有効利用を図るため、「北海道農業農村整備推進方針」（平成24年9月改定）に基づき、農地の大区画化、汎用化、排水性強化のための整備や必要な用水を安定的に確保するための整備などを推進します。

また、「北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）」（平成27年6月策定）に基づき、更新期を迎える基幹水利施設や農地の保全に必要な施設等の計画的な維持管理・改修・更新等の整備を推進します。

ア 農業生産基盤の整備

- 地域の営農戦略に即した収益性の高い農業経営を実現するため、農地の大区画化、農業水利施設、暗渠排水、土層改良や畑地かんがいなどの整備を推進するとともに、農畜産物輸送の効率化や通作条件の改善を図るための農道の整備を推進します。
- 飼料生産コストの低減や飼料自給率の向上等を通じ、収益性の高い畜産経営を実現するため、草地基盤の計画的な整備改良や公共牧場、TMRセンター等の施設整備を推進します。
- 農業生産基盤の整備と併せて、農地中間管理機構との連携を図りつつ、土地利用調整の指導等を行い、担い手への農用地の利用集積を推進します。
- 新たな施工機械や整備手法の導入による低コストな基盤整備を進めるとともに、農地の状況や営農形態等に応じた弾力的な整備を推進します。

イ 農地や農業水利施設等の保全管理

- 農地や農業水利施設等の長寿命化を図るため、それら施設等の過去の整備履歴、機能診断情報などを地図情報と一体的に蓄積する取組を進めながら、ストックマネジメント手法を活用して、機能診断に基づく劣化状況等に応じた補修・更新などを計画的に行う戦略的な保全管理を推進します。

ウ 農業水利施設等の適切な維持管理

- 農業用水の安定供給とともに、国土や自然環境の保全、災害の防止など多面的機能を十分に発揮させるため、農業水利施設等の適切な維持管理を推進します。

エ 農村地域の防災・減災

- 農業生産の維持、農業経営の安定を図るため、農地や農業水利施設等の総合的な防災・減災対策の推進とともに、災害発生時における農地・農業用施設の迅速な復旧に取り組みます。

(2) 優良農地の確保と適切な利用の促進

北海道農業振興地域整備基本方針（平成28年3月策定）や平成26年4月の農地法改正等に基づき、優良農地の確保とともに、遊休農地の解消や耕作放棄地の発生抑制などを推進します。

ア 計画的な土地利用の推進

- 農業委員会と農地中間管理機構及び市町村との連携による担い手への農地の利用集積を推進します。
- 優良農地の確保と遊休農地の解消、耕作放棄地の発生抑制を図るため、国や道、農業委員会ネットワークと地域が連携して、農用地区域への編入と除外の抑制、開発行為や農地転用の制限などを通じ、計画的な土地利用を推進します。

イ 意欲ある担い手への農地の利用集積・集約化

- 地域における「人・農地プラン」の作成・見直しを通じ、農業者の将来の経営規模や農用地の利用に関する意向等に沿った農用地の集積・集約化に向けた合意形成を図るとともに、本プランと連動し、農地中間管理事業を活用した担い手への農地の流動化を促進します。
- 担い手への農地の利用集積等を進めるため、農業委員会や農地利用円滑化団体等による農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法等による農地の利用調整や農地保有の合理化に向けた取組を推進します。

(3) 多様なニーズに応じた新品種・新技術の開発と普及

気候変動への対応や安全で高品質な食料を安定的に生産・供給していくため、地方独立行政法人北海道立総合研究機構などの試験研究機関や大学等と連携し、優れた品種や生産技術等の開発と普及を推進します。

ア 地域農業の競争力を高める技術の開発・普及

- 消費者や実需者のニーズに加え、気候変動にも対応した品種や栽培技術の開発とともに、生産コストの低減や流通の効率化を推進します。

- 収量性や食味、加工適性などに優れ、病虫害に強い品種の開発や栽培技術の普及、光センサー、GPS、GISなどの先進的な技術を活用した生産技術等の導入・普及を推進します。

また、自給飼料基盤に立脚した乳用牛、肉用牛の飼養管理技術等の開発を推進します。

イ 環境と調和した持続的な農業の推進

- 消費者に信頼される安全・安心な農産物を安定的に生産するため、一層の減農薬・減化学肥料をめざした高度クリーン農業技術や有機農業を支援する技術の開発を推進します。
- 北海道の自然環境と調和した持続的な農業生産を推進するため、地球温暖化の農業生産への影響予測と対応技術の開発、バイオマス資源の有効活用や農地の環境保全等の環境負荷軽減技術の開発を推進します。

ウ 研究と普及の連携による地域支援

- 地域農業が抱える課題解決のため、農業改良普及センターと試験研究機関が連携して、新技術の開発や地域に応じた技術の組み立てと経済性の実証を行うことにより、先進的な農業者や意欲ある担い手に対する支援と地域農業・農村の振興、地域経済・社会の活性化を推進します。

エ 農業生産基盤整備における新しい技術の開発や普及の推進

- 農業者の減少や高齢化が進行するなか、農業生産の維持・拡大に向けて、省力化や資材等の節減を可能にするICTを活用した農業機械の導入とあわせて、今後の土地利用型農業における農作業の効率化や精密化に対応し得る農地の区画形状や排水性等の改良を行うとともに、地下かんがいシステムなどの新しい技術の開発や普及を推進します。

オ 農業分野の国際交流の推進

- 海外からの視察者の受入支援等を通じ、北海道の持つ高い技術力を国際協力や海外における本道農業への理解の促進に役立てます。

(4) ICTを活用した省力化や高品質化などスマート農業の実現に向けた新技術の開発・普及

高齢化や労働力不足が進む中、農作業の省力化・軽労化や精密化・情報化などの技術を取り入れたスマート農業や高度な次世代施設園芸を推進します。

- 地域の自然条件や農業構造などの実態に即したスマート農業の導入を推進します。
- 大学や試験研究機関、民間企業等との連携により、ICTの研究開発から現地実証、地域への普及までの取組を効果的に推進します。
- 経験豊かな農業者の優れた技術・知識をICTを活用して次世代の担い手に継承する取組を推進します。
- 高度な施設園芸の生産施設群をはじめ、流通施設や新技術の実証拠点などを集積した「植物工場クラスター」の展開などにより、次世代施設園芸の導入を推進します。
- 酪農経営における労働力負担を軽減する搾乳ロボットなどの普及を推進します。

6 活気に満ち、心豊かに暮らしていける農村づくり

(1) 地域の特徴ある資源を活かした農村づくりの促進

人口減少や高齢化に伴い農村地域では、農業生産の減退やコミュニティの活力低下が懸念され、更には、農村地域が有する豊かな自然や伝統文化なども失われてしまうことが危惧されることから、これまで農村の域外に流出していた経済的な価値を域内で循環させる地域内経済循環を進める中で、農村づくりへの住民の意欲を醸成し、農村の価値や魅力を活かした取組等を推進します。

- 自然や景観、伝統文化、生産物などの農村地域の多様な資源を発掘し、それらを活用した農村づくりを支援するとともに、環境美化などのコミュニティ活動を推進します。
- 農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進します。
- 地域住民が主体となった持続的な取組を促進するため、農村づくりを後押しする役割を担う人材育成を推進します。

(2) 農業・農村の多面的機能を発揮する取組の推進

農業・農村は、食料の供給機能とともに、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、美しい景観の形成、文化の伝承など多面的機能を有しており、その利益を将来にわたって広く国民が享受できるよう、農業・農村の有する多面的機能の発揮に向けた取組を推進します。

ア 地域住民なども参画した共同活動の推進

- 農地や水路など、地域資源の適切な保全管理を図るための地域の共同活動や中山間地域等生産条件の不利な地域の農業生産活動を継続するための取組の支援を通じて、多面的機能の発揮を促進するとともに地域の活性化を図ります。

イ 多面的機能を発揮する環境づくり

- 地域の営農活動や立地条件に応じた農業生産基盤及び農村生活環境の整備を総合的に推進します。
- 自然生態系の保全や良好な農村景観の形成に向けて、地域の景観や環境に配慮した整備を推進するとともに、地域住民が参画する景観保全活動などを支援します。

- 農村ならではの良好な景観の形成と農業的土地利用の誘導等を図るため、景観計画区域における景観農業振興地域整備計画の策定を促進します。

(3) 都市と農村の交流の促進

子どもたちの農業体験学習をはじめとする、「農業」や「食」、「自然環境」などに関する教育の場を積極的に提供するとともに、美しい景観や新鮮でおいしい農産物など、農村の魅力を最大限に活かしたグリーン・ツーリズムを推進し、都市と農村との交流を一層促進します。

ア 農業・農村に対する理解の促進

- 農業・農村が果たしている役割等に対する道民の理解を促進するため、都市住民との交流活動に意欲的な農業者の農場を「ふれあいファーム」として登録し、その取組の周知を図るとともに、都市住民と農業者を結ぶ情報誌を発行します。
- 子供たちをはじめとする地域住民の方々に食と農を身近なものと感じ、地域の産業として認識してもらうよう、農業現場や教育機関などにおいて、食農教育を積極的に推進します。

イ グリーン・ツーリズムの推進

- 農村地域の持つ豊かな自然や食などを活用した都市と農村との交流に資する活動などを推進します。
- 子どもたちが農業・農村への理解を深め、豊かな人間性などを育む効果が期待される農業体験や農村での宿泊体験の受入体制の整備を推進します。

ウ 農村移住・定住の促進

- 道内への移住・定住や多様な担い手の確保を促進するため、Uターン、Iターンをはじめ定年帰農などの就農希望者に対する移住・定住に向けた受入情報などを積極的に収集・発信します。

(4) 快適で安心して暮らせる生活の場づくり

農村ならではのゆとりある生活空間や安全で快適な生活環境の整備を推進するとともに、「農」と「福祉」などとの連携を図りながら、高齢者や障がい者にもやさしい安心して暮らせる生活の場づくりを進めます。

ア 安全で快適な生活環境の整備

- 農村地域の快適性と安全性の確保を図るため、飲雑用水施設や集落排水施設などの生活環境を整備するとともに、農地及び農業水利施設等の適切な保全と防災対策を推進します。
- 都市と農村の交流を図るための活性化施設や市民農園などを農業生産基盤と一体的に整備します。

イ 誰もが安心して暮らすための社会サービスの充実

- 農業者年金制度の普及・啓発を進めるなど農業者の老後の生活の安定を図るとともに、担い手の確保に努めます。
- 高齢者、障がい者、子どもなどが地域住民と集い、お互いに支え合いながら安心して地域で生活することができる「共生型地域福祉拠点」の設置を進めます。
- 誰もが地域で安心して暮らし続けることができるよう医療や保健・福祉サービスの充実を図るため、在宅生活を支える福祉・介護サービスに関わる人材の育成・確保、効率的な医療提供体制の整備などを推進します。

Ⅵ 計画の推進

1 推進体制

- (1) 道では、平成28年3月に「行財政運営方針」を策定し、行政サービスの質の維持向上と、道政上の課題への対応と規律ある財政運営との両立を図っていくこととしており、こうした方針のもとで、施策や事務事業のほか組織体制など業務全般においてスクラップ・アンド・ビルドによる見直しを徹底し、限られた行財政資源を最大限に活用しながら、農業・農村の振興に関する施策を総合的・計画的に推進します。
- (2) また、多様化・高度化する行政ニーズや新たな政策課題に対応するため、庁内各部署との横断的な連携を図りながら、効率的で実効性のある施策を推進します。

2 市町村や関係団体などとの連携・協力

この計画の推進に当たっては、地域の活力を最大限に発揮する地域主権型社会の実現に向けて、市町村への事務・権限の移譲の推進などを踏まえ、農業者をはじめ道民の主体的な取組を基本に、市町村をはじめ農業団体や他産業関係者、消費者など役割分担を明確にし、連携・協力した取組を推進します。

3 進行管理

- (1) この計画に基づき、毎年度、実施した農業・農村の振興に関する施策については、条例に基づいて作成する年次報告により、道民に公表します。
- (2) また、この計画に基づき実施する施策については、政策重視・成果重視の視点に立って、毎年度、政策評価を実施し、その結果を踏まえ、見直しや改善などを行い、効果的・効率的に施策を推進します。

(参考1) 第5期北海道農業・農村振興推進計画における主な指標

施策の推進方針		指 標	単 位	25年度 〔基準 年度〕	32年度 〔目標 年度〕	指 標 の 説 明
1	農業・農村の役割 ・機能に対する道 民意識の共有	ふれあいファームに 登録している農家の割合	%	2.3	2.6	総販売農家に占めるふれあいファームに登録し ている農家の割合
		食育推進計画作成市町村数	市町村	58	179	食育基本法に基づく市町村食育推進計画を策定 した市町村数
2	需要に応じた安全 ・安心な食料の安 定供給とこれを支 える持続可能な農 業の推進	北海道米の道内食率	%	91	85 以上	道内の米消費量に占める北海道米の割合
		YES!clean農産物作付面積	ha	16,643	27,000	YES!clean農産物表示制度に基づく農産物作付 面積
		GAP導入産地の割合	%	70	80	道内の主要産地のうち、GAPの導入に取り組 む産地の割合
3	国内外の食市場を 取り込む高付加価 値農業の推進	6次産業化に 取り組む事業体数	件	3,810	〔5,400 31年〕	6次産業化に取り組む事業体の数
		道産農畜産物・ 農畜産物加工品輸出額	億円	23	〔100 30年〕	道産農畜産物・農畜産物加工品の輸出額
		薬用作物の栽培面積	ha	323	640	道内の薬用作物の栽培面積
4	農業・農村を支え る多様な担い手の 育成・確保	新規就農者数	人／年	603	770	年間の新規就農者数
		農業法人数	法人	2,995	4,300	農業生産法人と農業生産法人以外で農地を借り 受けている法人の合計
		指導農業士の女性の割合	%	8	25	指導農業士に占める女性の割合
5	農業生産を支える 基盤づくりと戦略 的な技術開発・導 入	担い手への農地の利用集積率	%	87	92	北海道の農地面積に占める担い手に集積された 農地面積の割合
		GPSガイダンスシステムの 累計導入台数	台	3,120	11,300	農業用GPSガイダンスシステムの導入台数の 累計
6	活力に満ち、心豊 かに暮らしていけ る農村づくり	多面的機能支払の取組面積	千ha	734 〔27年度〕	734	多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共 同活動の取組面積
		グリーン・ツーリズム 関連施設数	件	2,527	2,730	グリーン・ツーリズム関連施設の開設件数

第5期北海道農業・農村振興推進計画における指標の考え方

※ 指標は、計画の達成に向けた取組の進捗状況を測る目安となるものであり、「Ⅳ 農業・農村の振興に係る施策の推進方針と展開方向」の区分ごとに設定しています。

※ 指標の項目の設定に当たっては、「施策の推進方針」の各区分に係る項目で、数値等の実績が定期的に公表、又は把握できるものの中から選定しています。

※ 指標の目標年度は、原則として本計画の目標年度である平成32年度としていますが、既に関連計画等で目標年度が異なる目標値が設けられている場合で、32年度における目標値の設定が困難な場合は、関連計画等における目標年度及び目標値としています。

(参考2) 主要品目の生産努力目標

(単位：ha、t、kg/10a、頭、kg/頭、羽)

主 要 品 目		生 産 努 力 目 標		生産、流通及び消費に関する主要な課題
		現況 (H 25)	目標 (H 37)	
米	作付面積	113,000	113,000	○ 北海道米の道内食率 85 %以上の確保と米消費量の拡大 ○ 極良食味米や業務用米、酒造好適米、飼料用米など、多様なニーズに応じた品種の開発・普及 ○ 品種の特性を最大限発揮する栽培技術、担い手の規模拡大に対応できる直播栽培技術や無代かき栽培技術、I C Tの活用などによる低コスト・省力化生産の推進 ○ 農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の計画的な整備促進 ○ 乾燥調製施設等の再編・整備
		10a 当り収量	—	
		生産量	633,428	
	米 (飼料用米・米粉用米等を除く)	作付面積	112,200	
		10a 当り収量	562(535)	
		生産量	630,457 (600,270)	
	飼料用・米粉用米等	作付面積	800	
		10a 当り収量	522	
		生産量	2,971	
小麦	作付面積	122,000	123,000	○ 気象変動に対応し、加工適性が優れ、多収で病害・障害に強い品種の開発・普及 ○ 気象変動の影響を緩和する用途別・品種別安定生産技術の確立・普及 ○ 需要の確保及び需要に応じた安定生産・品質の確保 ○ I C Tの活用などによる低コスト・省力化生産の推進 ○ 乾燥調製施設等の再編・整備 ○ 農地の排水対策の計画的な整備促進
		10a 当り収量	436	
		生産量	531,900	
	日本めん用他	作付面積	101,000	
		10a 当り収量	454	
		生産量	459,000	
	パン・中華めん用	作付面積	21,000	
		10a 当り収量	347	
		生産量	72,900	
大麦	作付面積	1,740	1,740	○ 気象変動に対応し、多収で病害・障害に強い高品質な品種の選定・普及 ○ 気象変動の影響を緩和する安定生産技術の確立・普及 ○ I C Tの活用などによる低コスト・省力化生産の推進 ○ 農地の排水対策の計画的な整備促進
	10a 当り収量	292	370	
	生産量	5,080	6,438	
大豆	作付面積	26,800	31,000	○ 気象変動に対応し、需要に即した豆腐向け等加工適性の優れた品種の開発及び安定生産技術の確立・普及 ○ 国産需要の喚起・安定確保 ○ I C Tの活用などによる低コスト・省力化生産の推進 ○ 乾燥調製施設等の再編・整備 ○ 農地の排水対策の計画的な整備促進
	10a 当り収量	229	250	
	生産量	61,400	77,500	
小豆	作付面積	26,200	24,000	○ 気象変動に対応し、加工適性が優れ、多収で病害・障害に強い品種の開発・普及 ○ 省力的で高品質安定生産技術の開発・普及
	10a 当り収量	243	250	
	生産量	63,700	60,000	
いんげん	作付面積	8,380	10,000	○ 需要の喚起及び新たな需要の創出 ○ 農地の排水対策の計画的な整備促進
	10a 当り収量	174	235	
	生産量	14,600	23,500	
そば	作付面積	22,200	20,000	○ 土づくりなど、基本的な栽培技術の励行 ○ 気象変動に対応し、病害・障害に強く、多収で高品質な品種の選定・普及 ○ 道産そばのブランド化による消費拡大 ○ 農地の排水対策の計画的な整備促進
	10a 当り収量	68	100	
	生産量	15,100	20,000	

※ 注1：「10a 当たり収量」欄の () は、平成 25 年の平年収量を参考記載

注2：「生産量」欄の () は、作付面積に平年収量を乗じた数値を参考記載

(単位 : ha、t、kg/10a、頭、kg/頭、羽)

主 要 品 目		生 産 努 力 目 標		生産、流通及び消費に関する主要な課題
		現況 (H 25)	目標 (H 37)	
てん菜	作付面積	58,200	60,000	○ 適正な輪作体系の維持に向けた作付けの拡大及び生産の安定化 ○ 直播栽培の収量の向上及び安定化、並びに移植栽培における育苗作業の外部化など省力化栽培の推進 ○ 気象変動に対応した耐病性品種の普及や適切な防除の推進 ○ 農地の排水対策の計画的な整備促進
	10a 当たり	5,900	6,120	
	生産量	3,435,000	3,680,000	
馬鈴しょ	作付面積	52,400	52,500	○ 需要が増加傾向にある加工食品原料向けの生産拡大 ○ 作業の共同化や外部化による労働力確保や省力化技術の導入 ○ ジャガイモシストセンチュウ等の病虫害抵抗性を有し、加工適性や貯蔵性に優れた新品種の開発・普及 ○ ジャガイモシストセンチュウ等の病害虫対策の実施 ○ 農地の排水対策の計画的な整備促進
	10a 当たり	3,580	4,010	
	生産量	1,876,000	2,105,250	
野菜	作付面積	56,800	60,800	○ 消費者や実需者等の視点に立って、消費の形態の変化に対応し、新鮮で安全・安心な野菜の安定供給に向けた取組の推進 ○ 産地の将来像を明らかにした産地強化計画の策定及び戦略的な生産・販売体制の整備 ○ 価格低落時に対応する価格安定基金制度の着実な実施 ○ 加工・業務用需要に対応する、作柄安定のための取組や低コスト生産システムの推進 ○ 出荷期間や販売地域の拡大を図るための生産・貯蔵技術の確立・普及 ○ 省力化、軽労化に対応した用具や機械の開発・普及 ○ 地域に適応した品種の選定・普及及び栽培技術改善の推進 ○ 気象変動下において安定的に生産できる高度な環境制御を行う施設園芸、養液栽培技術の開発・普及 ○ 農地の排水対策の計画的な整備促進
	10a 当たり	—	—	
	生産量	1,509,744	1,748,815	
果実	作付面積	2,903	2,910	○ 果樹農業を支える担い手の育成・確保による産地の維持 ○ 消費者ニーズに即した優良品目・品種の導入による改殖及び観光果樹園や産直販売向けの多品目生産の推進 ○ 異業種からの新規参入が期待できる醸造用ぶどうや小果樹類のさらなる生産振興 ○ 加工向けや地域に適応した品種の省力化・低コスト栽培技術等の開発・普及の促進 ○ 果実加工品づくりの促進等付加価値向上に向けた6次産業化のより一層の推進 ○ 産地情報や果実の機能性成分等に関する情報提供を通じた道産果実の認知度向上や需要喚起 ○ 高品質栽培やブランド化の推進による道産果実の評価向上
	10a 当たり	—	—	
	生産量	20,503	20,683	

(単位：ha、t、kg/10a、頭、kg/頭、羽)

主 要 品 目		生 産 努 力 目 標		生産、流通及び消費に関する主要な課題
		現況 (H 25)	目標 (H 37)	
飼料作物	作付面積	595,300	595,300	○ 酪農・畜産の経営体質強化を図る飼料基盤整備の計画的な促進 ○ 牧草の優良品種を用いた植生改善 ○ 栽培管理技術の高度化や簡易更新の推進 ○ サイレージ用とうもろこしの作付限界地域への拡大 ○ 放牧による自給粗飼料利用率の向上や飼料費の低減 ○ 新品種や安定生産技術の開発・普及
	10a 当り	—	—	
	生産量	20,020 千t	22,153 千t	
乳用牛	飼養頭数	795,400	802,700	○ 労働負担の軽減を図る省力化機械の導入や営農支援システムの整備 ○ 新規就農希望者への情報提供や離農跡地等の有効活用による円滑な経営継承の推進 ○ 地域の実情に応じた大規模法人、特に農協や民間企業等の共同出資等による法人の設立を支援 ○ 飼養管理の改善による乳用牛の供用期間の延長、分娩間隔の短縮、受胎率の向上などの生産性向上 ○ 性判別精液や受精卵移植技術の活用により優良な後継牛を計画的に確保
	うち経産牛	470,300	470,800	
	一頭当たり乳量	8,056	8,500	
	生 乳	3,849 千t	4,000 千t	
肉用牛	飼養頭数	509,800	510,300	○ 飼養管理の改善による繁殖雌牛の分娩間隔の短縮や供用期間の適正化 ○ 一貫経営への移行や、哺育・育成センターの導入等により、地域で繁殖・育成を集約化する体制を構築 ○ 耕種部門への肉用牛導入や肥育素牛導入のコストを削減するため酪農を取り入れた複合経営の推進 ○ 優良繁殖雌牛群の造成 ○ 肥育技術の向上による肥育期間の短縮 ○ 消費者ニーズに合わせた肉用牛生産を推進し、高付加価値商品の開発やブランド化の取組を推進
	うち専用種	176,000	197,600	
	うち乳用種	333,800	312,700	
	牛 肉	88,113	89,000	
豚	飼養頭数	626,000	657,000	○ 消費者ニーズに即した高品質な豚肉生産と生産コスト削減に向けた取組の促進 ○ 防疫等衛生管理の徹底などによる生産性の向上に向けた取組の推進
	子取用雌豚	54,400	57,100	
	豚 肉	87,560	91,926	
ブロイラー	飼養羽数	4,849 千羽	4,815 千羽	○ 需要に応じた計画的生産の推進 ○ 消費・流通ニーズに対応した肉質の向上と生産コストの低減に向けた取組の推進 ○ 飼養衛生管理の徹底による安全・安心な鶏肉の確保
	鶏 肉	101,161	100,452	
採卵鶏	飼養羽数	6,770 千羽	6,459 千羽	○ 需要に応じた計画的生産の推進 ○ 消費・流通ニーズに対応した卵質の向上と生産コストの低減に向けた取組の推進 ○ 飼養衛生管理の徹底による安全・安心な鶏卵の確保
	うち成鶏	5,147 千羽	4,911 千羽	
	鶏 卵	105,991	101,131	

(参考3) 技術開発の展望

品 目	10 年 後 (H 3 7 年) の 技 術 開 発 の 目 標
水 稻	○極良食味米のブランド米化に向けた高度に安定した食味を持つ品種の開発 ○用途（業務用米、もち米、酒米）に応じた多収品種と直播栽培向け品種の開発 ○非主食用米（飼料用米、米粉用米）品種の選定とコスト指標策定 ○極良食味米栽培技術、多収栽培技術、省力・コスト低減・軽労化技術（水稻直播など）、転換畑における栽培技術や地下水位制御技術の開発など、水田高度利用に対応した水田・転作作物生産技術体系の確立
小 麦 ・ 二条大麦	○めんやパン、菓子の加工適性に優れた病害・障害に強い多収小麦品種の開発 ○用途別品質及び加工適性評価法の開発と原料品質指標の策定 ○二条大麦優良品種の選定 ○施肥法改善による安定生産栽培技術とセンシング技術や気象情報等を活用した生産管理支援システムの確立
大 豆	○豆腐や煮豆など加工適性に優れた病害・障害に強い多収大豆品種の開発 ○豆腐加工適性や機能性成分等の品質表示に向けた評価法の開発 ○低コスト生産システムや安定生産栽培技術（狭畦、不耕起栽培等）の確立
小 豆 ・ いんげん	○製あんや煮豆など加工適性に優れた病害・障害に強い多収品種の開発 ○新たな品質評価手法、用途に応じた適性評価法とその簡易的評価法の開発 ○低コスト生産システム（高能率収穫、総合的雑草防除）の確立
そ ば	○高品質で多収な品種の選定 ○安定多収で高品質な栽培技術の確立
て ん 菜	○糖分含量が高く、病害・障害に強い品種の選定 ○作物の栽培履歴を活用した安定生産技術の確立
馬鈴しょ	○ジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性品種の開発と防除対策の確立 ○加工適性（でん粉用、油加工用、業務加工用）や生食用途に優れた病虫害に強い多収品種の開発と選定 ○加工用・生食用馬鈴しょの周年供給を目指した長期貯蔵技術の開発 ○施肥管理による加工用馬鈴しょの多収技術の確立 ○高能率、省力的な馬鈴しょ安定生産技術の確立
野 菜	○長期収穫に対応した多収性いちご品種の開発 ○北海道ブランドの確立に向けた加工・業務用野菜品種の特性評価 ○主要野菜の品質向上法の確立 ○主要野菜の省力・安定生産技術の確立 ○露地野菜の機械化収穫体系に対応した栽培技術の開発 ○高付加価値を目指した鮮度保持技術の開発 ○気候変動下でも安定生産できる高度な環境管理型施設の利用技術の開発

品 目	10 年 後（H37年）の 技 術 開 発 の 目 標
果 樹	○おうとうの寒冷地向き品種の開発 ○本道に適した果樹品種の選定 ○果樹の高品質安定生産技術の確立 ○道産果実における新規加工技術の品目拡大と加工用果実の安定生産技術の開発 ○果樹栽培作業の省力・軽労化技術の開発
飼料作物	○土壌凍結、多湿・冷涼気象など不良条件においても安定多収で高品質な牧草・飼料作物品種の開発と選定 ○草地の植生改善技術の開発 ○高タンパク自給飼料の選定と生産・利用技術の開発 ○飼料用麦類等を用いた単収向上技術の開発 ○GIS技術を活用した飼料生産基盤の効率的な管理技術の開発 ○新たな自給飼料資源の飼料成分の推定法の開発と飼料給与メニューの策定
乳 用 牛	○大規模放牧地を利用した低コスト乳牛飼養管理技術の確立 ○周産期疾病の低減と泌乳持続性向上を図る飼養改善技術の確立 ○乳牛の潜在的な受胎性向上技術及び繁殖障害牛の治療技術の確立 ○乳牛感染症及び人獣共通感染症の診断・予防技術の確立 ○労働負担の軽減に資する精密飼養管理システムの確立
肉 用 牛	○早期能力評価法及び効率的増殖技術を採用した肉牛生産技術の開発 ○TMR給与をベースとする育成・肥育技術の開発 ○自給飼料を活用した早期育成・早期肥育技術の開発 ○肉用牛感染症及び人獣共通感染症の診断・予防技術の確立
豚 ・ 鶏	○優良系統豚の維持年限延長技術の確立 ○分娩・ほ乳時の子豚損耗低減技術及び繁殖雌豚の連産性向上技術の確立 ○地鶏種鶏の種卵生産持続性改善技術の開発と冬期管理技術の確立 ○豚感染症及び人獣共通感染症の診断・予防技術の確立
ク リ ー ン 農 業 ・ 有 機 農 業	○農薬の作物残留軽減対策やカドミウム等重金属の作物蓄積防止対策による有害物質を蓄積させない安全な農産物生産技術の高度化 ○総合的病害虫・雑草管理（IPM）や難防除病害虫の防除対策技術、化学合成農薬削減技術の高度化などによる減農薬栽培技術の開発と体系化 ○メッシュ気象情報やセンサ情報を活用した病害虫発生予察及び効率的施肥法等の各種生産支援システムの開発 ○有機農業を支援する緑肥等による地力窒素向上技術や総合的病害虫・雑草管理（IPM）技術の体系化 ○農業に由来する環境影響の評価とモニタリング（地力実態の長期観測）や有機質資源の利活用に関する技術など、農地の生産環境保全技術の開発

(参考4) 北海道における食料自給率〔試算〕

(単位：％)

区 分	供 給 熱 量 ベ ー ス		生 産 額 ベ ー ス	
	現況年 (H25)	目標年 (H37)	現況年 (H25)	目標年 (H37)
米	166.8	190.4	168.5	192.6
小麦	182.1	268.0	193.6	276.7
馬鈴しょ	873.0	1,062.5	870.5	1,244.3
大豆	166.2	243.7	200.7	415.4
野菜	238.4	273.9	153.5	160.8
果実	5.2	5.7	10.2	11.0
牛肉	50.0	85.5	216.9	282.9
豚肉	9.7	19.5	66.4	87.3
鶏肉	9.5	23.2	55.3	96.6
鶏卵	11.4	19.2	66.8	71.7
牛乳・乳製品	331.9	441.5	735.7	906.4
砂糖類	549.1	683.0	517.6	865.8
油脂類	7.6	10.0	6.5	7.6
魚介類 (参考)	481.2	547.6	260.0	433.3
	197.2	258.0	201.4	267.5

197%

258%

201%

267%

※ 「魚介類」の目標年 (H37) については、「北海道水産業・漁村振興推進計画 (第3期・平成24年3月策定)」に示された平成34年における生産量の目標に基づき試算したため、参考としている。

用 語 解 説

（五十音順）

＝あ＝

□ 愛食運動

道が提案している「道産食品を愛用しよう」という運動。地産地消や食育、スローフード運動の取組を総合的に普及啓発し、食に対する考え方などを見直す活動。

□ 愛食の日（どんどん食べよう道産DAY）

「愛食運動」を具体的に推進していくため、道民の購買活動に直接結び付く仕組みとして、平成16年度に制定したもので、毎月第3土・日曜日を「愛食の日」としている。

□ イアコーンサイレージ

トウモロコシの雌穂を英語でイア（ear）といい、「イアコーンサイレージ」とは、飼料用トウモロコシの雌穂（子実・芯・皮）のみを収穫してサイレージにしたもの。

茎葉を含まないことから、澱粉含量が多く、栄養価が高い。近年、輸入濃厚飼料の代替として注目されており、栽培法や給与法についての研究が行われている。

□ 遺伝子組換え作物

遺伝子組換え技術（ある生物がもつ有用な遺伝子を取り出して、他の生物に導入することにより新たな性質を加える技術）を用いて作出した作物のこと。特定の害虫や病気に強い作物や機能性成分を高めた作物が開発されており、安全性審査を経て問題がないと判断されたもののみが食品や飼料として国内で流通可能となっている。

□ 稲発酵粗飼料（稲WCS（ホールクロップサイレージ））

稲の子実が完熟する前に、子実と茎葉を一体的に収穫・密封し、嫌氣的条件のもとで発酵させた貯蔵飼料のこと。

□ インバウンド

外国から「内に向かってくる（inbound）」旅行者の流れのこと。日本から見ると、訪日外国人旅行を意味する。

＝か＝

□ 慣行農家

各地域において、農薬、化学合成肥料の投入量や散布回数等において、一般的な栽培を行う農家のことで、有機栽培（化学合成肥料、農薬、遺伝子組換え技術は用いない）や特別栽培（化学合成肥料や農薬を5割以上低減）を実施している農家とは異なる。

□ 北のめぐみ愛食応援団

道内の企業、団体（支店、支部等を含む。）及び3名以上のグループ（政治団体・宗教団体及び反社会的勢力を除く。）であって、愛食応援団の趣旨に賛同し、地産地消や食育等の「愛食運動」を自ら実践する者。

□ 北のめぐみ愛食レストラン

道内の外食店や宿泊施設のうち、道産食材を使用したこだわり（自慢）料理の提供を通じて、北海道産食材の積極的な利用や食材の素晴らしさをお客様に伝える地産地消（愛食運動）に取り組むお店を「北のめぐみ愛食レストラン」として北海道が認定している。

□ グリーン・ツーリズム

緑豊かな農村地域において、その自然や文化、人々との交流を楽しみながら、ゆとりある休暇を過ごす滞在型の余暇活動のことで、農業生産活動や農産物を仲立ちとした人的な交流を主体としたものを指す。

グリーン・ツーリズムを受け入れる農村の対応には、ファームイン、ファームレストラン、直売所、観光農園、市民農園などの取組がある。

※ ファームイン

農家民宿のこと。近年では農村地域において、ファームインを通して、その自然や文化、人々との交流を楽しみながらゆとりある休暇を過ごす滞在型の余暇活動が進められている。

□ クリーン農業

堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持増進させ、環境との調和に配慮した、安全・安心、品質の高い農産物の生産を進める農業。

※ 化学肥料

肥料のうち化学合成されたものをいい、化学合成とは、化学的手段（生活現象に関連して起こる発酵、熟成等の化学変化を含まない。）によって化合物及び元素を構造の新たな物質に変化させることをいう。（「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」）

□ 耕作放棄地

もともと農用地として使用されていた土地で、過去1年以上管理せずに放置され、今後とも肥培管理を行う意思のない土地。

□ 米トレーサビリティ法

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）のことであり、米及び米加工品等の生産、加工、販売事業者、取引内容の記録を作成・保存することとともに取引や一般消費者に販売・提供する際に米や加工品等の産地情報を伝達することを義務付けている。

□ コントラクター（contractor）

農作業機械と労働力を有して、農家から農作業を請け負う組織。農業者による営農集団や農業協同組合のほか、民間企業によるものがある。

＝さ＝

□ 硝酸性窒素

主要な肥料成分である窒素の存在形態の一つで水溶性の硝酸イオン（ NO_3^- ）の形で存在する窒素をいう。硝酸性窒素は移動性が大きく土壤中を下降する水によって溶脱されやすい。

化学肥料や家畜ふん尿等を多量に施用した場合、作物による吸収や土壌微生物による分解能力を超え土壤中で多量の硝酸が生成し、溶脱して地下水汚染の原因となる。硝酸の少ない状態（人体や土の中など）では容易に亜硝酸性窒素に変化し、体内に摂取した場合は有害な影響を及ぼす。

□ 食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を有し、健全な食生活を実践することができる人を育てること。

□ 食料自給率（供給熱量ベース、生産額ベース）

国民の食料消費に国内の食料生産がどの程度対応しているかを示す数字で、「我が国の食料自給率」としては、通常、カロリーベースでの食料自給率（供給熱量総合食料自給率）が用いられて

いる。現在（平成25年）の我が国の食料自給率は39%と、主要先進国の中で最低の水準となっている。

□ スクリーニング検査

一般には、多数の中からある特定の性質を持つ物質・生物などを選別（screen）すること。または、そのための特定の操作・評価方法（テスト）をいう。

□ スtockマネジメント

農業水利施設において、その施設設置状況、規模、耐用年数などを把握し、さらに全施設について定期的な機能診断を行い、より適切な保全対策を計画・実施し、継続的・効率的・合理的に施設を管理・整備する手法や技術体系のことをいう。

□ スマート農業

ロボット技術やICTを活用した超省力・高品質生産を実現する新たな農業。

農林水産省では、スマート農業の姿を以下の5つの方向性に整理している。

① 超省力・大規模生産を実現

トラクター等の農業機械の自動走行の実現により、規模限界を打破

② 作物の能力を最大限に発揮

センシング技術や過去のデータを活用したきめ細やかな栽培（精密農業）により、従来にない多収・高品質生産を実現

③ きつい作業、危険な作業から解放

収穫物の積み下ろし等重労働をアシストスーツにより軽労化、負担の大きな畦畔等の除草作業を自動化

④ 誰もが取り組みやすい農業を実現

農機の運転アシスト装置、栽培ノウハウのデータ化等により、経験の少ない労働力でも対処可能な環境を実現

⑤ 消費者・実需者に安心と信頼を提供

生産情報のクラウドシステムによる提供等により、産地と消費者・実需者を直結

□ スローフード運動

イタリアで生まれた、地域の風土に根ざした食文化を見直し、その地域に伝わる食材や調理法を守っていかうとする実践的な活動のことで、道では、道民が将来にわたり健康的に暮らすことの豊かさを実感し、命と健康を支える食材の生産地域を健全な姿で次の世代に引き継ぐ運動として平成14年に「北海道スローフード宣言」を策定。

＝た＝

□ 地産地消

地域で生産された産物を、その地域で消費するという考え方により行われている取組で、各地において、直売所等を利用した新鮮な地場産品の販売のほか、消費者と生産者の交流活動など多様な取組が展開されている。

□ 道産食品独自認証制度

高いレベルの安全・安心を基本として優れた品質の道産食品を認証し、さらに生産工程の審査を行うことにより消費者の信頼を確保し北海道ブランドの向上を図ることを目的として平成16年4月に創設した制度。道産へのこだわり、消費者への情報提供、衛生管理、品質特性及び食味などについて、認証機関が審査し、基準を満たした食品に対しては、認証マーク（愛称「きらりっぷ」）を表示することとしている。

□ 道産食品全国モニター

全国46都府県にモニター各1名を設置し、道外で販売されている道産食品について、モニタリ

ングを行うことにより道産食品の適正表示の推進を図るとともに、当該モニターからの情報発信や提言などにより、全国の消費者の道産食品に対する信頼確保と北海道ブランドの向上を目指すもの。

□ **特定危険部位 (Specified Risk Material)**

牛の体内でBSEの原因となるBSE（異常型）プリオンたん白質が蓄積されやすい部位で、日本においては牛の頭部（舌及び頬肉を除く、脳、眼、扁桃など）、せき髄、背根神経節を含むせき柱、回腸遠位部（盲腸との接続部から2メートルまでの部分）をいう。

□ **トレーサビリティシステム**

食品の生産、加工及び流通の特定の一つ又は複数の段階を通じて、食品の移動を把握でき、食品がどこから来てどこへ行ったか分かるようにするもの。

個々の生産者・食品事業者が、何を、いつ、どこから入荷し、何を、いつ、どこへ出荷したかを記録・保存することで、問題が発生した際、商品特定回収、問題発生箇所の特定、安全な流通ルートの確保等に効果がある。

＝な＝

□ **認定農業者**

農業経営基盤強化促進法に基づく制度。経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、①市町村の基本構想に照らして適切であり、②その計画の達成される見込みが確実で、③農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、との基準に適合する農業者として、市町村から認定を受けた者。

□ **農業生産段階における工程管理手法 (GAP)**

Good Agricultural Practice の略称。農業生産活動を行う上で必要な関係法令に即して定められている点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

□ **農業法人**

「農業法人」は、農業を営む法人の総称。

□ **農地中間管理機構**

農地中間管理事業に係る業務の実施主体として、農地保有合理化法人に代わって、都道府県に一を限って指定された法人。本道においては、(公財)北海道農業公社が、平成26年3月26日に道から機構の指定を受けている。

□ **農地中間管理事業**

農地中間管理機構が農地の出し手から農地を借受け、必要に応じて基盤整備などの条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮して貸し付ける制度。

＝は＝

□ **バイオマス**

生物資源（量）を表す概念で、「再生可能な生物由来の有機性資源で、石油や石炭などの化石資源を除いたもの」を指し、具体的には、稲わらやもみ殻、食品廃棄物、家畜排せつ物、木くずなどで、エネルギーや新素材などとして利用可能なもの。

バイオマスをエネルギーや製品として利用することは、地球温暖化防止や循環型社会の形成、農林漁業の活性化など早急に取り組むべき課題解決に貢献できるものとされている。

□ **花育（はないく）**

花や緑に親しみ、育てる機会を通して、子どもたちにやさしさや美しさを感じる気持ちを育む

活動のこと。

□ **ハラール認証**

イスラム教が禁じているものを含まない食品等の規格を定め、原材料・製造工程・製品品質等を審査し、適合する製品にハラールマークを表示させること。

□ **ふれあいファーム**

道では、平成9年度から都市住民との交流活動に意欲的な農業者の農場を「ふれあいファーム」として登録。道民に気軽に農場を訪れてもらい、農作業体験や農業者の方々との語らいを通して、日ごろ接する機会の少ない農業の実際の姿に触れ、農村の魅力を感じてもらうための交流拠点の役割を果たすもの。登録農場では、田植えや稲刈り、野菜や果実の収穫、加工体験、農産物の直売、ファームレストラン、ファームイン等、農業者自らの創意と工夫を凝らした様々な取組が行われている。

□ **北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑種等の防止に関する条例**

遺伝子組換え作物の開放系での栽培等を規制することによって、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑及び遺伝子組換え作物の一般作物への混入を防止し、遺伝子組換え作物の開放系での栽培に起因する生産上及び流通上の混乱を防止するとともに、遺伝子組換え作物の開発等に係る産業活動と一般作物に係る農業生産活動との調整を図り、もって現在及び将来の道民の健康を保護するとともに、本道における産業の振興に寄与することを目的に平成17年3月に制定された道の条例。

※ **開放系**

閉鎖された施設等のような外部の大気や水、土といった環境中への遺伝子組換え生物等の拡散を防止する措置がとられていない状態のこと。

□ **北海道米の道内食率**

道内で消費される米に占める北海道米の割合のことであり、平成26米穀年度（25年11月～26年10月）の北海道米の道内食率は89%。

□ **北海道らしい食づくり名人登録制度**

地域の風土や食文化などを活かした北海道らしい食づくりを行うために必要な知識や技術を有している道民及び団体を「食づくりの名人」として登録するもので、スローフード運動の全道的な普及及び北海道らしい食づくりを行う担い手の育成を図ることを目的として、平成17年6月に創設した道の制度。

=ま=

□ **麦チェン**

我が国の小麦自給率は13%。本道はそのうち65%を生産する主産地（平成26年産）であることから、需要に応じた小麦の生産を振興するとともに、道内における道産小麦の利用促進を図り、生産から流通・加工、消費に至る関係者が一体となって、輸入小麦から道産小麦への転換を促進している。

=や=

□ **有機農業**

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと。「有機農業の推進に関する法律」（平成18年法律第112号）第2条で定義されている。

□ **有機農産物**

「農林物資の規格化等に関する法律」（J A S 法）に基づく、「有機農産物の日本農林規格」（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）で生産の方法についての基準（有機J A S 規格）により、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産された農産物をいう。

□ **優良農地**

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など、良好な営農条件を備えた農地のこと。

=ら=

□ **酪農ヘルパー**

酪農家に代わって、搾乳や飼料給与などの作業に従事する人のこと。酪農家は、朝夕2回の搾乳作業などにより、1年を通じて休みが取りづらい実態にあるが、定期的な休日の確保などにより、ゆとりある経営を実現できる。

□ **リスクコミュニケーション**

リスク評価の結果やリスク管理の方法について情報を共有しつつ、リスク評価者、リスク管理者、消費者、生産者、事業者、研究者、流通、小売りなどの関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換すること。

□ **6次産業化**

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

< A B C >

□ **B S E（牛海綿状脳症）**

家畜伝染病予防法で指定されている監視伝染病の一つ。脳の組織に空洞ができ、スポンジ（海綿）状になるため、音や接触に対し過敏な反応を示し、病状が進むと運動失調などの中枢神経症状を呈し、死に至る。原因は異常プリオンタンパク質と考えられている。

□ **E P A（経済連携協定）**

Economic Partnership Agreementの略称。締約国間で、貿易・投資の自由化・円滑化を促進し、水際及び国内の規制の撤廃や各種経済制度の調和など、幅広い経済関係の強化を目的とする協定。

□ **F T A（自由貿易協定）**

Free Trade Agreementの略称。特定の国・地域間で貿易を自由化する協定でE P Aの主要な内容の一つ。

多国間協定を基本とするW T Oの協定では、関税その他の制限的通商規則を、実質上、すべての貿易で廃止することを条件に協定締結を認めている。

「実質上すべて」については、「特定分野を一括除外せず、かつ貿易額の90%以上の関税を撤廃する」との解釈があるが、明確な国際基準は存在しない。

□ **G I S（地理情報システム）**

Geographic Information Systemの略称。位置に関する情報を持ったデータを総合的に管理・加工し、視覚的に表示して高度の分析や迅速な判断を可能にするシステム。

農業分野では、農地の利用調整や集落営農での農作業効率化、農地や水利施設等の管理、ほ場

管理等への利用が進められている。

□ **GPS（全地球測位システム）**

Global Positioning Systemの略称。人工衛星から発射される信号を用いて位置や時刻情報を取得するシステム。これを利用して移動経路等の情報を取得するカーナビゲーションや測量、航空・船舶の航法支援など、幅広い分野で活用されている。

農業分野では、ほ場計測、農作業履歴の記録、農作業機械と連動した運転支援や作物情報の収集、資材散布の効率化等への実用化がされつつある。

□ **ICT**

Information and Communications Technologyの略。情報・通信に関する技術一般の総称のこと。

□ **TMR**

Total Mixed Ration（完全混合飼料）の略で、粗飼料や濃厚飼料等を混合し、牛が必要としているすべての栄養素をバランスよく含んだ飼料のこと。栄養的に均一で選び食いができないという特徴がある。これを専門的につくり、農家に供給する施設をTMRセンターという。

□ **TPP協定（環太平洋連携協定）**

環太平洋戦略的経済連携協定（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement（通称P4））を締結するシンガポール、ニュージーランド、チリ及びブルネイに、米国、豪州、ペルー及びベトナムが加わり、2010年に交渉が開始されたEPA。その後、マレーシア、メキシコ、カナダ及びチリが交渉に参加し、現在は12カ国により交渉が進められ、2015年10月の閣僚会議で大筋合意に至った。

TPP協定は、サービス貿易、政府調達、競争、知的財産、人の移動等を含む包括的協定であり、市場アクセスの農林水産分野では、重要5品目を中心に、関税撤廃の例外と国家貿易制度・関税割当の維持、セーフガードの確保などが盛り込まれた一方、長期間での関税撤廃などがなされることとなった。

□ **WTO（世界貿易機関）**

World Trade Organizationの略称。GATT（関税と貿易に関する一般協定）体制に代わり1995年1月に発足。貿易に関する協定の管理・運営、加盟国間の貿易交渉を推進する国際機関。本部はスイスのジュネーブ。

□ **YES!clean表示制度（正式名称：「北のクリーン農産物表示制度」）**

農産物ごとに定められた化学肥料や化学合成農薬の使用基準や他の農産物と分別して収穫・保管・出荷するなど、一定の基準をクリアした生産集団が生産・出荷する農産物に「YES!cleanマーク」を表示し、併せて、化学肥料の使用量や化学合成農薬の使用回数などの栽培情報を知らせる道独自の農産物表示制度で、「北のクリーン農産物表示要領」に基づくもの。